

平成19年6月25日

各位

会社名 コムシード株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 石井 博規
コード番号 3739・名証セントレックス
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部 平井 孝佳
(TEL 03-5217-5814)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成19年6月25日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針に関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確認するための体制

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすためリスク管理委員会を設置し、関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (2) 監査役は、取締役会および社内の重要な会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているか確認する。
- (3) リスク管理委員会は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役様に報告する。代表取締役は、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (4) 当社は、法令上疑義のある行動等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置、運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、関連社内規程を整備し、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、取締役の中からリスク管理委員会の委員長を任命し、リスク管理委員会により社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を整備する。
- (2) リスク管理委員会は、各部門の業務に付随したあらゆるリスクおよび組織横断的なリスクに対応するため、各部門に対し、指導、助言を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月 1 回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督などを行う。
- (3) 取締役会は、将来の事業環境を踏まえ全役職員の共通目標となる中期経営計画および各年度予算を決定し、その進捗状況を適宜検証する。
- (4) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告する。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

- (1) 親会社と親会社以外の株主の利益が、実質的に相反するおそれのある親会社との取引、親会社の利益と当社の利益が相反するおそれのある取引に当っては、その都度取締役会に付議し慎重に審議の上、決定する。
- (2) リスク管理委員会は、当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。

6. 監査役がその職務を補助するべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項ならびにその補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の監査業務を補助するために監査役により指名された補助者は、監査役からの監査業務に係る命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役を補助すべき補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役および従業員が監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内的重要書類、資料などを閲覧することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、役職員に対する監査役監査への理解およびその環境の整備に努める。
- (2) 監査役は、必要と認めた場合は、特定の事項について、内部監査責任者およびその他の部署の、監査役監査に対し協力を求めることができる。
- (3) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査などへの立ち合いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、緊密な連携を保ち、その監査役監査業務を実効的に行えるようにする。

以上